

地域経済変動対策資金	・「原材料価格の高騰」の影響により、最近3か月の売上高又は売上総利益が前年同期に比べ減少し、かつ売上高に対する売上原価の割合が前年同期に比べ増加し、経営に支障をきたしている方 ・「新型コロナウイルス」の影響により、最近1か月の売上高が前年同期に比べて減少し、かつ以後2か月の売上高が前年同期に比べて減少することが想定され、経営に支障をきたしている方 ※前年同期の時点ですでに新型コロナウイルスの影響を受けている場合は、前々年の同期比等新型コロナウイルスの影響を受ける前との比較も可。	固定 1.6%	5千万円 (運転のみ)	10年(2年)	県 (新型コロナウイルスに係る申込金額3,000万円以下のものについては、なし)	【経済変動事象】 ・原材料価格の高騰(平成27年4月1日～) ・新型コロナウイルス(令和2年2月25日～) ・新型コロナウイルスに係る申込金額3,000万円以下のものについては、認定機関による認定は不要とし、取扱金融機関の審査により融資実行可
ウィズコロナ対応借換資金	信用保証協会の伴走支援型特別保証を利用して、商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行う方 ※既往債務の借換により、元金償還の繰延べや平準化を図るもの ※経営の安定に必要な資金として、ニューマネーのみも可能	固定 2.0%	6千万円	10年(2年)	県	
ウィズコロナ経営再生資金	信用保証協会の事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を利用して、事業再生を行う方 ※商工業振興資金の既往の保証付き融資の借換を行うことも可能	固定 2.1%	8千万円	15年(5年)	県	
中小企業再生支援資金	①中小企業活性化協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ②金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	固定 2.1%	8千万円 (5千万円)	①②設15年(2年) 連10年(2年) ③ 設10年(2年) 連7年(2年) ④ 3年	県	【金利優遇 ▲0.2%】 ・②の要件に加え、中小企業支援機関の専門家派遣事業を受けた方
経営改善サポート借換資金	信用保証協会の条件変更改善型借換保証を利用して、既往の保証付き融資の借換を行うとともに、新商品・新サービスの提供や技術力・生産性の向上等を図るための事業を行うことにより、経営改善に取り組む方	固定 2.1%	8千万円 (8千万円)	15年(2年)	県	・単なる借換のみは対象となりません ・商工業振興資金以外も借換可能
流動資産担保資金	流動資産を担保として、資金調達を行う方	金融機関 所定 (固定・年 3.0%以内)	6千万円 (6千万円)	1年	信用保証 協会	

● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者です。
〔中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項で規定する中小企業者です。〕

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

- ※ 1 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。
- ※ 2 個人事業主又はNPO法人(一部対象外)も対象となります。

● 制度資金早見表

(詳しくは制度資金一覧表をご覧ください)

様々な資金メニューを設けております。目的、対象に応じたメニューをご利用ください。

目 的 ・ 対 象		利 用 資 金 名
設備投資等、前向きな事業を実施したい方	・新商品、新サービス提供 ・生産性向上、集客力向上 等	産業活性化支援資金
	・自動車部品、航空機部品、有機エレクトロニクス関連製品等の生産設備導入 ・「経営力向上計画」、「経営革新」、「先端設備等導入計画」等の承認を受けて事業を実施 ・要綱に定める県の施策に沿った事業を実施 等	地域産業振興特別資金
	他の事業者から事業を承継、第二創業 等	事業承継・M&A促進資金
	旅館、ホテルや観光施設の整備	観光振興資金
	産業廃棄物処理施設の整備	環境保全促進資金
	工業団地等への立地、工場増設・増築 等	産業立地促進資金
・県内で新たに開業したい方 ・開業後5年以内の方で当面の事業資金を調達したい方 等		開業支援資金
[無担保]・[無担保・無保証人]で融資を受けたい方		小規模企業資金
経営の安定を図りたい方	売上高等の減少等により経営に支障をきたしている	経営安定資金
	知事が指定する経済変動事象の影響により、経営に支障をきたしている	地域経済変動対策資金
企業の再生を図りたい方		中小企業再生支援資金
・再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入したい方 ・省エネ化のための設備を導入したい方		脱炭素社会推進資金

【問合先】山形県産業労働部商業振興・経営支援課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話:023-630-2359, 3266(金融担当) FAX:023-630-3267

【山形県中小企業総合相談窓口(中小企業トータルサポート)】

中小企業の皆さまが抱える多様な相談に対して、各支援機関と連携して、きめ細かくサポートを行う「山形県中小企業総合相談窓口」(愛称:中小企業トータルサポート)を、県商業振興・経営支援課と(公財)山形県企業振興公社に設置しています。
また、身近な相談窓口として、各総合支庁にも相談窓口を設置しています。
県商業振興・経営支援課 → 電話:023-630-2354 FAX:023-630-3267
山形県企業振興公社 → 電話:023-647-0664 FAX:023-647-0666